

富士山モール事業者参加フロー

商工会議所・商工会・中央会所属事業者の場合

参加者は、モール参加申込書を商工会議所・商工会・中央会へ電子メールにて提出する。

※ 提出先は、別紙「富士山モール参加申込書送付先」のとおり。



商工会議所・商工会・中央会は、モール出店にあたり参加者のサポートを実施する。
参加者が自社ホームページを持っていない場合は、みんなのビジネスオンラインでのホームページ作成のサポートを行う。



モールへ掲載する情報が確定した段階で、商工会議所・商工会・中央会は、参加申込書を市町村申込担当課へメールで提出する。



市町村申込担当課は、参加者及び掲載基本情報を審査した後、参加申込者にモールへの出店許可書を発行する。(メールにて)



市町村申込担当課は、富士山モール制作業者に参加者の掲載基本情報を送付する。



富士山モール制作業者は、モールへの掲載開始について、市町村申込担当課及び参加者へメール等で通知する。

商工会議所・商工会・中央会に所属していない事業者の場合

参加者は、モール参加申込書を市町村申込担当課へ電子メールにて提出する。

※ 提出先は、別紙「富士山モール参加申込書送付先」のとおり。

※市町村申込担当課で受付し、参加者の業種に応じて観光・商工・農林担当へサポートを依頼する。

市町村サポート担当者は、モール出店にあたり参加者のサポートを実施する。
参加者が自社ホームページを持っていない場合は、みんなのビジネスオンラインでのホームページ作成のサポートを行う。

※市町村サポート担当課は、参加者の掲載基本情報について確認した後、市町村申込担当課へサポート業務が完了したことを報告する。

市町村申込担当課は、参加者及び掲載基本情報を審査した後、参加者にモールへの出店許可書を発行する。(メールにて)

市町村担当者は、富士山モール制作業者に参加者の掲載基本情報を送付する。

富士山モール制作業者は、モールへの掲載開始について、市町村申込担当課及び参加者へメール等で通知する。